

同居家族等がいる場合の生活援助算定手順

吉野川市長寿いきがい課

①生活援助チェックリストの提出が必要な同居の範囲を確認する。

提出を要する同居の範囲	同敷地内、同アパート、隣り
-------------	---------------



②生活援助内容における、本人のできること・できないこと・希望などを把握する。



③支援者の範囲を確認する。

支援者としての確認範囲	同居の場合	全員	支援ができる者	できない支援と理由についても把握する。
			支援ができない者	できない理由を必ず把握し、記載できるようにする。
	同居でない場合	子、子の配偶者、孫	3月に1回以上の支援ができる者	様子確認の電話を含む。できない支援と理由についても把握する。
			支援ができない者	できない理由を必ず把握し、記載できるようにする。
			キーパーソン	親、兄弟、その他で、月に1回以上の生活援助に係る支援ができる者



④各支援者の協力内容を確認する。

支援の範囲	できること	「生活支援チェックシート」などを活用して、具体的に支援内容を確認する。※ホームページに掲載（参考）
	できないこと	できないことと、できない理由について把握する。



⑤生活援助の必要性を、ケアマネジャーとして客観的に判断する。

ケアマネジャーとしての判断	サービス内容詳細	本人・家族の希望やアセスメントから、同居家族等がいる場合の生活援助算定となるか、客観的に判断を行う。
	時間と回数	
	必要と判断する理由	



⑥サービス担当者会議で検討を行い、結論を出す。

サービス担当者会議での検討・決定	サービス内容詳細	本人・家族の希望やアセスメント、ケアマネジャーの判断について検討し、サービス内容を決定する。
	時間と回数	
	必要と判断する理由	



⑦チェックリストに記入し、長寿いきがい課へ提出する。（ケアプラン第1表～3表を添付する。）

市確認後は、サービス継続の必要性について適宜検討していく。